

岐阜県公報

第 二 百 二 十 四 号
令 和 三 年 八 月 十 日
(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
(県産材流通課) 四三七^{ハシ}

告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定
(環境管理課) 四三八

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定
(同) 四三八

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
(家畜防疫対策課) 四三八

家畜伝染病の発生
(同) 四三八

道路の区域変更
(道路維持課) 四三九

身体障害者福祉法に基づく医師の指定
(身体障害者更生相談所) 四三九

収用委員会告示

収用の裁決手続の開始
(収用委員会) 四四〇

公 示

落札者等に関する公示
(法務・情報公開課) 四四一

規 則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二百三十三号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「次の」を「次の」に改め、同項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十四条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施するのに必要な法第二条第一項に規定する資金 十二年内（三年以内の据置期間を含む。）

第四条第三項中「受けた者に」を「受け、かつ、原子力災害（同日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに」に、「令和三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「第八号」を「第九号」に、「前項第九号」を「前項第八号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百四十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」といふ。）を次のとおり指定する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 要措置区域

土岐市妻木町字鍛冶ケ入三三七五番一及び二並びに三三七八番一及び二三三七九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十二条の土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

三 土壤汚染対策法第七条第一項第一号に規定する指示措置
地下水の水質の測定

岐阜県告示第三百四十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を次のとおり指定する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 形質変更時要届出区域

土岐市妻木町字鍛冶ケ入三三七五番一及び二並びに三三七八番一及び二三三七九番一の各一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第四十七条の土壤含有

量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物

岐阜県告示第三百五十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における豚熱の発生の予防

二 実施する区域

県内全域の六頭以上を飼養する豚及びいのししの飼養農場（研究施設等及び消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）その他家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのししの飼養農場

三 実施の期日

令和三年九月一日から同月三十日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第三百五十一号

家畜伝染病の発生があつたので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 病名

ヨ一ネ病

二 家畜の種類
牛

三 患畜又は疑似患畜の区分及びその頭数

患畜一頭

四 発生場所
郡上市

五 発生年月日

令和三年七月二十七日

岐阜県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年八月十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	河神岡線	飛騨市古川町太江字加茂宮一三五〇番一地区先から同市同町同字同一三四九番地先まで	前 A	三〇〇 三〇〇	三〇〇	
		飛騨市古川町太江字加茂宮一三三〇番一地区先から同市同町同字同一三四九番地先まで	後 A	三〇〇 三〇〇	三〇〇	
		同市同町同字同一三四九番地先まで	後 B	四〇〇 四〇〇	五〇〇	

岐阜県告示第三百五十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場 所	指定年月日
呼吸器内科	八木 光昭	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 多治見市前畑町五丁目一六一番地	令和三年七月二十六日
循環器内科	古田 竜平	総合病院 中津川市民病院 中津川市駒場一五三二番地の一	同
外科	平田 伸也	社会医療法人蘇西厚生会松波総合病院 羽島郡笠松町田代一八五番地の一	同
内科	後藤 亜也奈	同	同
内科	森下 哲司	同	同
内科	山川 顕吾	同	同
小児科	笠原 由貴子	同	同
内科	本田 晴久	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院 関市若草通五丁目一番地	同
神経内科	工藤 琢哉	羽島市民病院 羽島市新生町三丁目二四六番地	同
外科	篠田 智仁	高山赤十字病院 高山市天満町三丁目一番地	同
整形外科	植田 裕昭	岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院 関市若草通五丁目一番地	同

同	同	同	内 科	整形外科	同	内 科	耳鼻咽喉科	脳神経外科	内 科	循環器内科	同	内 科	脳神経外科	整形外科	耳鼻咽喉科
二村 泰弘	上田 一裕	加藤 宏雄	橋本 賢彦	岸本 烈純	滝川 智信	新美 香織	川浦 僚	今井 資	林 幸果	中島 孝	向井 美鈴	竹田 具史	熊谷 信利	中村 寛	大西 俊
新可児クリニック	同	同	同	同	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃中部医療センター 東濃厚生生	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	同	大垣市民病院	社会医療法人厚生会多治見市民病院	社会医療法人厚生会木沢記念病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	郡上市市民病院	同	医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院
可児市下恵土五五〇〇番地	同	同	同	同	瑞浪市土岐町七六番地	関市若草通五丁目一番地	同	大垣市南類町四丁目八六番地	多治見市前畑町三丁目四三番地	美濃加茂市古井町下古井五九〇番地	関市若草通五丁目一番地	郡上市八幡町島谷二二六番地	同	大垣市林町六丁目八五	多治見市前畑町五丁目一六一番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

地 番		地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	
公 簿	現 況	公 簿	実 測	公 簿	実 測	公 簿	実 測
<p>呼吸器外科 杉山 燈人 地方独立行政法人岐阜県立多治見病院 多治見市前畑町五丁目一六一番地 同</p> <p>内 科 二宮 空暢 二宮医院 各務原市三井町三丁目三番一 同</p> <p>外 科 今井 寿 いまいクリニック 各務原市小佐野町六八六一 同</p> <p>小児科 安田 東始哲 やすだクリニック 大垣市北切石町三丁目一番一 同</p>							
<p>収用委員会告示</p> <p>岐阜県収用委員会告示第三号</p> <p>土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。</p> <p>令和三年八月十日</p> <p style="text-align: right;">岐阜県収用委員会 会長 森 裕 之</p>							
<p>一 起業者の名称 国土交通大臣</p> <p>二 事業の種類 一般国道一五八号改築工事（中部縦貫自動車道「高山清見道路」・岐阜県高山市丹生川町坊方字小井戸ケ洞地内から同町坊方字城ヶ屋敷地内まで、同町新張字宮ノ上地内から同町新張字林ノ下地内まで及び同町新張字ホウシヨ地内から同市松本町地内まで）及びこれに伴う附帯工事</p> <p>三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等 土地の所在 岐阜県高山市丹生川町坊方字城ヶ屋敷</p>							

一六三七番二	墓地	山林	二六	二六・五	二六・三四
--------	----	----	----	------	-------

注 収用しようとする土地に係る図面は、岐阜県県土整備部用地課に備え置いて縦覧に供する。

四 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
不明。ただし、 登記名義人(亡)中島てゐの 相続人(判明している相続人 は、次のとおり。持分不明)	
山岡 くに子	京都府京都市伏見区石田大受町五〇番地 市営住 宅大受団地八 三〇五
村上 佐代子	京都府京都市北区上賀茂馬ノ目町三三番地二〇
柴田 きよ子	茨城県高萩市大和町四丁目一六番地の五
中島 義夫	京都府京都市山科区川田菱尾田一番地一一
中島 秀男	京都府京都市右京区嵯峨効分町二三番地
加藤 理沙	住所不明。ただし、 相続人山岡くに子への聞き取りによる住所 アメ リカ合衆国テキサス州ベンブルック市パロミノド ライブ三九三二

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和三年七月十五日

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年八月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 県庁舎フロア書庫移動棚 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和3年4月20日
- 4 落札者を決定した日 令和3年6月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 住友生命名古屋ビル
日本フアインソング株式会社名古屋支店
支店長 滝見 年泰
- 6 落札金額 252,780,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県出納事務局出納管理課(使用後)
(2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

